

令和3年 5月31日

保護者様

東平野幼稚園

## 緊急事態宣言への対応について（再延長対応）

大阪府に、令和3年4月25日付けにて緊急事態宣言が発令されました。（延長）

期間： 令和3年 4月25日（日） ～ 令和3年 6月20日（日）

目的：

大阪府における「生活や健康の維持のために必要な場合を除いた府民の不要不急の外出・移動自粛等による接触機会の大幅な削減によって、感染拡大を食い止め、感染収束の速度を急速なものとする」

令和3年4月23日付け通達による私立幼稚園への要請は以下のとおりです。

### ・大阪府通知（教私第1209号 2021/04/23付）

学校教育：分散登校や短縮保育は行わず通常形態を継続する。  
ただし、感染リスクの高い活動は実施しない。

### ・大阪市通知（「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」（令和3年4月23日発出）への対応について 2021/04/23付）

保育部分：保育施設等については、利用者及びその家族の生活維持に必要な施設であることから、適切な感染防止策をとっていただいたうえで、原則開所する。

保育施設等における感染リスク軽減の観点から、令和3年4月26日～5月11日の期間（以下、「家庭保育協力期間」という。）において、保護者が仕事を休まれる場合や求職活動を休止されている場合等で家庭での保育が可能な方のみ、家庭での保育の協力を依頼する。※在宅ワークは就労扱い

【3号】家庭保育協力期間における保育料については、保育施設等に登園しなかった場合は、登園しない日数の保育料を軽減することとします。

## ○ 期間中の登降園について

この通達を受けまして、当園での対応は次のとおりです。

### 【 臨時編成Ⅰ 】

- ・ 平日は通常保育 給食あり。バス運行あり。延長保育あり。
- ・ 宣言期間中の土曜日は臨時休園 対象日：6月 5日  
6月12日、19日  
→宣言延長（再）による追加措置
- ・ 期間中の欠席は「欠席」と扱わない。  
☆ただし、欠席する際の連絡はかならず必要です。また、状況把握（病欠等）のため欠席理由もお伝えください。「かんたんメール」をご活用ください。
- ・ 延長保育（のびのび）利用時のおやつ提供を停止します。  
☆安全対策上の対応です。給食と違い、経口するおやつ自体に手で触れる確率が高いこと、準備中のおやつが空気に触れる機会があること、間隔を十分とり会話せずなど、感染リスクとの天秤にかけた場合、安全確保が困難であると判断せざるをえないことから停止します。  
☆ぽんぽこクラスは少人数のため、提供します。

※感染状況等、日々刻々と変化しますので、対応が変更される可能性があります。変更の際は、お手紙、メール等でお伝えします。（臨時編成Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ etc）

※【バス】欠席者が多数の場合、バスの運行、特に乗降時間に混乱が生じる場合が想定されます。道路上での時間調整は交通の妨げとなり不可能な為です（違反）宣言期間中はいつもより余裕をもって対応いただけると助かります。

※各課外教室は部活動ではないため、開催の有無は各課外教室に問い合わせください。園から各課外教室へは、開催の際には感染症対策の徹底を要請しています。

※大阪市の通知にもありますとおり、感染症リスクの軽減のため、必要の無い預かり（のびのび、課外のびのびチケット）は自粛し、可能な時には降園（お帰り）をお願いします。→ 必要分、最短時間での利用  
また、降園時間が変則／変更になった際には、必ず園まで事前にご連絡ください。

## ○ 当園の新型コロナに関する取扱について

当園の現在の運用方針としては、以下の取扱です。(令和2年12月8日付お手紙)

【感染確定者\*】 出席停止、以降は保健所の指示  
\*保健所による感染の認定

【濃厚接触者\*】

園児又は同居家族が濃厚接触者確定または疑いがある場合、出席停止

出席停止解除に関しては、

ア) 園児本人が濃厚接触者の場合  
陰性確認後、2週間の出席停止  
※安全上、保健所が示した前例を参考にしています。

イ) 両親など同居家族が濃厚接触者の場合  
陰性確認後、1日を出席停止  
※発熱や体調不良の警戒期間として

※これらの方針は、感染状況及び保健所等行政の通達／指導などによってその都度変更される場合があります。

当園では新型コロナ対応については、保健所等行政の指示／指導にしたがって対応します。

幼稚園関係者（園児、保護者、教職員など）に感染者、または濃厚接触者が出て対応が必要と判断された場合、保健所から幼稚園へ連絡が入ります。

どこまでの範囲を濃厚接触者と判断するのか、どのように対応するのかを受けて学級／学校閉鎖、その期間など具体的対応を決定します。

参考（簡易：詳しくは保健所HP参照）

- ・「濃厚接触者」 患者の感染可能期間内に接触があった。
- ・「感染可能期間」
  - 発症者 発症日の2日前から新型コロナウイルス感染症の診断を受けた後に隔離などをされるまでの期間
  - 無症状 無症状の方は検体採取日の2日前から新型コロナウイルス感染症の診断を受けた後に隔離などをされるまでの期間